

答 申 書
(答申第130号)
平成23年3月15日

1 審査会の結論

別紙1(1)に掲げる開示請求に対し、北海道情報公開条例第17条に違反した目的が記載された書面等を不存在としたことは、妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨
(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の内容について

ア 本件諮問事案に係る開示請求(以下「本件開示請求」という。)の内容は、別紙1(1)に掲げるとおりである。

イ 北海道知事(以下「実施機関」という。)は、本件開示請求受付時において、異議申立人に対し、当該開示請求の内容における「違反」とは、通知の期日超過を意味するものであることを確認した。

(2) 本件諮問事案における審議について

実施機関は、本件開示請求に対して、実施機関がアカウントビリティ不履行と判断するに至った「基礎資料」(関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書)の開示請求に係る、北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。)第17条に違反した目的が記載された書面。資料、理由説明書及び決定書(決裁)(以下「本件公文書」という。)は存在していないことを理由として、条例第17条の規定に基づき公文書不存在通知(以下「本件処分」という。)を行った。

なお、本件諮問事案に係る2件の異議申立ては、同一人からの開示請求であって、同一内容の公文書に係るものであることから、当審査会は、併合して審議することとした。

異議申立人は、本件処分を取り消し、開示することを求めていることから、本件処分の妥当性について判断することとする。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 条例第17条は、実施機関は、開示請求に係る公文書が存在しないときは、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内に、当該公文書が存在しない旨の通知をするものと定めている。

イ 実施機関は、次のとおり説明した。

(ア) 本件開示請求に関連する事実について

a 異議申立人から、平成22年8月28日付け及び同月29日付けで別紙1(2)に記載する公文書開示請求(以下「開示請求ア及びイ」という。)がなされ、同月30日付けで当該請求書2件を受付した。

b 実施機関は、開示請求ア及びイに対し、当該請求書を受付した日の翌日から起算して14日以内である9月13日付け健全第3205号で公文書不存在を決定し、同日付けで施行文書2件(以下「通知文ア及びイ」という。)を作成したが、その発送を同月15日に行った。

c 通常の事務処理としては、担当者が決定及び施行文書作成までの手続きを行い、その後、発送業務を担当する職員に引き継いでいるが、通知文ア及びイの処理に際しては、発送担当の職員が休んでいたこと、さらに、担当者自身も他の事務作業に忙殺されていたことから、他の業務処理を優先し、当該通知文の発送が遅滞した。

d 異議申立人から、本件開示請求を受け条例を再確認したところ、公文書不存在通知は、条例第17条により「開示請求があった日の翌日から起算して14日以

内に、当該公文書が不存在である旨の通知をするもの」とされており、通知とは文書の発送までを含むものであることから、通知文ア及びイの発送を開示請求ア及びイの受付した日の翌日から起算して16日後の9月15日に行ったことは、事務処理上誤りであることが判明した。

なお、異議申立人に対しては、同月27日にこの経緯について説明し、事務処理の誤りについてはお詫びをしている。

(イ) 本件公文書の不存在理由について

公文書開示請求後14日以内に通知文ア及びイを発送しなかったことは、担当者の誤認によるものであり、意図したものではなかったことから、異議申立人の求める本件公文書は存在せず、本件処分は妥当である。

ウ 当審査会として、審議した結果は次のとおりである。

(ア) 本件開示請求における条例第17条違反とは、実施機関の説明によれば、開示請求ア及びイに係る事務処理の中で通知文ア及びイの発送が遅れ、条例第17条に規定される期間内に異議申立人に対し通知できなかったことであり、当該通知文を発送した郵便の記録からそのことが認められる。

(イ) 通知文ア及びイの発送の遅滞は、担当者の事務処理誤りによるものであって、意図したものではなく、本件公文書を作成し、又は取得していないとする実施機関の説明については、今後、このような誤りをすることなく、適切に事務処理を行うよう指摘しなければならないが、本件公文書を不存在とした理由としては、特段不自然、不合理な点は認められない。

(ウ) 異議申立人は、条例第17条の違反は上司等の指示によるものである旨主張するが、事務処理の誤りであるとする実施機関の説明は上記のとおりであり、開示請求ア及びイが、異議申立人がこれまで繰り返し行っているアカウントビリティー不履行と判断した基礎資料に係る開示請求であることからすれば、実施機関において、通知文ア及びイの発送を上司等の指示により故意に遅滞させることは、これまでの当該開示請求の事務処理からみて考え難い。

また、異議申立人から本件公文書の存在を伺わせるに足る資料等の提出はなかった。

したがって、実施機関が本件公文書を不存在としたことは妥当であると判断する。

(4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成23年1月18日	○ 諮問書の受理（諮問番号377-1、2） ○ 実施機関から関係書類（(1)諮問文、(2)異議申立書の写し、(3)公文書開示請求書の写し、(4)公文書不存在通知書の写し、(5)異議申立ての概要、(6)理由説明書）の提出
平成23年1月21日	○ 新規諮問事案の報告（諮問番号377-1、2） ○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託
平成23年2月15日 （第三部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議

平成23年3月8日 (第三部会)	○ 審議
平成23年3月14日 (第53回審査会)	○ 答申案審議
平成23年3月15日	○ 答申

別紙 1

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の内容

・ 諮問番号377-1

平成22年8月28日付け「『総務部人事局法制文書課』が平成22年7月12日收受（受理）した、平成22年7月10日付け『アカウントビリティー履行再〃=1,224字数命令書』（アカウントビリティー履行要請1,226回目、履行期限1,247日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った『基礎資料』（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む）」の開示請求を、「北海道情報公開条例第17条」に違反した目的が記載された書面。資料、理由説明書及び決定書（決裁）等。

・ 諮問番号377-2

平成22年8月29日付け「『総務部人事局法制文書課』が平成22年7月12日收受（受理）した、平成22年7月11日付け『アカウントビリティー履行再〃=1,225字数命令書』（アカウントビリティー履行要請1,227回目、履行期限1,248日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った『基礎資料』（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む）」の開示請求を、「北海道情報公開条例第17条」に違反した目的が記載された書面。資料、理由説明書及び決定書（決裁）等。

(2) (1)に関連する開示請求の内容

ア 開示請求年月日 平成22年8月28日

「総務部人事局法制文書課」が平成22年7月12日收受（受理）した、平成22年7月10日付け「アカウントビリティー履行再〃=1,224字数命令書」（アカウントビリティー履行要請1,226回目、履行期限1,247日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

イ 開示請求年月日 平成22年8月29日

「総務部人事局法制文書課」が平成22年7月12日收受（受理）した、平成22年7月11日付け「アカウントビリティー履行再〃=1,225字数命令書」（アカウントビリティー履行要請1,227回目、履行期限1,248日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）